

第 5738 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 6月22日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

♣ リビングニーズ特約に基づく保険金

Q：父親ががんになり、余命6カ月と診断されました。リビングニーズ特約を付けた生命保険がありますので、生前に保険金をもらって治療費用に充てようと思いますが、この保険金はどのように取り扱われますか？

A：非課税となります。ただし、使い残したお金は相続税の対象となります。

【解説】

リビング・ニーズ特約による生前給付金は、死亡保険金の前払的な性格を有していますが、被保険者の余命が6か月以内と判断されたことを支払事由としており、死亡を支払事由とするものではありませんので、重度の疾病に基因して支払われる保険金に該当するものと認められます。

そして、疾病により重度障害の状態になったことなどに基因して支払われる保険金は、所得税法施行令第30条（非課税とされる保険金、損害賠償金等）に掲げる「身体の傷害に基因して支払われる」保険金に該当するものとして取り扱われていますことから、その保険金は非課税所得として取り扱われます。

なお、生前給付金の支払を受けた後に、その受取人である被保険者が死亡した場合で、その受け取った給付金に未使用のものがあるときのその未使用部分については、本来の相続財産として相続税の課税対象となりますので注意してください。

